

令和4年2月25日

公示第637号

電通健康保険組合
理事長 柴田 淳

健康保険法第47条の規定により、令和4年4月1日より、令和5年3月31日までの間、任意継続被保険者に適用する標準報酬月額、保険料月額、介護保険料を下記のとおりとする。

記

標準報酬月額 680,000円

※令和4年3月末までに任意継続の資格を取得した方の上限額

保険料月額 56,780円

介護保険料 11,560円

以上

掲示期間	2月25日から 3月31日まで
------	--------------------